

社会福祉法人永耕会

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女共に全職員が活躍でき、仕事と家庭を両立しながら長く勤められる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1

長時間労働等の仕事と家庭の両立に妨げとなる問題を是正し、労働生産性を向上させる

<取組内容>

- 令和6年4月～ 全職員を対象として、業務効率化に関するアンケートを実施する。アンケート結果を分析し、結果を踏まえた課題を経営会議の議題とする。課題に基づき、部門長から取組を示す。
- 令和7年4月～ 取組に対して、職場内の業務状況の情報共有、上司による業務の優先順位付けや業務分担の見直し等を行う。
- 令和8年4月～ 部署ごとの数値目標を設定し、フォローアップを徹底する。
- 令和9年4月～ 部署ごとの数値目標の達成具合を検証する。
- 令和10年4月～ 時間あたりの労働生産性を重視した人事評価を推し進める。

目標2

男女の勤続年数（通算）の差を5年以内とする

<取組内容>

- 令和6年4月～ 全職員を対象に育児・介護休業制度の周知し、管理職に研修を実施する。
- 令和7年4月～ 育児・介護休業等取得者に対する面談の実施し、復帰プランの作成等を行う。
- 令和8年4月～ 面談、復帰プランを検証する。
- 令和9年4月～ 育児・介護等を理由とする退職者へ再雇用の働きかけやアンケート実施する。
- 令和10年4月～ 仕事と家庭の両立において男女が共に貢献できる雇用環境づくりに向けた意識啓発を推し進める。